

障生第1082号

平成27年4月22日

各指定障がい児支援事業者等代表者様

大阪府福祉部障がい福祉室長

指定障がい児通所支援事業の営業時間とサービス提供時間の運用の確認について

日頃より、本府障がい福祉行政の推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

標記については、平成27年3月31日発出の「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A」の間71において、開所時間減算の判断の中で示されていますが、その解釈について、問い合わせが多数あったため、下記のとおり考え方を整理します。

記

- 営業時間：事業所定員に対応する人員配置をしたうえで利用児童を受け入れられる状態になっている時間で、運営規程に記載するもの。
- サービス提供時間：児童に対して支援を行っている時間。

本府では、平成27年6月1日指定からこの取り扱いにすることとし、すでに指定を受けている事業所については、平成27年9月末までにこの取り扱いに応じた職員配置をお願いします。職員の配置状況に変更があった場合は、郵送により変更の届け出をしてください。

【問い合わせ先】

〒540-8570 大阪府中央区大手前3-2-12別館1F
大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課 推進G
電話：06-6941-0351 内線 2458, 4487, 4519
FAX：06-6944-6674